

特約条項

- ・ 本契約書第12条については、以下のとおりとする。

発注者は、発注者の都合により機器の設置場所を変更する必要があるときは、速やかに受注者に報告するものとする。この場合において、これに要する費用については、発注者が負担するものとする。ただし、発注者の都合によらない場合のこれに要する費用については、発注者と受注者が協議の上、これを定めるものとする。

- ・ 本契約書第20条第2項については、以下のとおりとする。

発注者は、前項第2号の規定によりこの契約を解除するときは、発注者は受注者の指示に従い借入金額の未済額を支払わなければならない。

- ・ 本契約書第23条については、以下のとおりとする。

発注者の故意又は過失によって、機器が滅失し、又は損傷したときは、受注者は、発注者に対し、速やかに通知する。また、受注者は、その機器の滅失時の価格相当額、又はその修復に要した費用を発注者に請求できるものとする。なお、受注者が動産総合保険に加入している場合は、受注者が加入する保険の保険金請求に協力するものとする。保険金により補填されない損害、又は修復不能の場合の未払の借入金額は、発注者に請求できるものとする。

機器の設置遅延等に係る損害賠償に関する特約条項は、以下のとおりとする。

(定義)

第1条 この特約条項において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 本システム 仕様書に定める病院情報システム等をいう。
- (2) 構築契約 発注者が、本システムの構築に係る役務のため、第三者（以下「構築受注者」という。）との間で別に締結する業務委託契約をいう。

(機器の設置遅延等に係る損害賠償)

第2条 受注者は、受注者の責めに帰すべき事由により機器の設置若しくは引渡しが遅延し、又は借入期間中の機器の使用の継続に支障が生じたときは、これにより発注者に生じた損害を賠償しなければならない。この場合において、賠償すべき損害には、当該遅延又は支障に伴い構築受注者に生じた費用及び損害のうち、発注者が負担し、又は構築受注者に対して賠償することとなる額を含むものとする。

- 2 前項の規定は、天災地変、感染症の流行等、その他不可抗力によりリース物件が使用不能又は著しく使用困難となった場合、発注者は当該事由について受注者に損害賠償責任を追及しない。なお、修理費用の負担、代替物件の提供の要否、リース料の減額又は停止、本契約の継続又は解除については、協議の上定めるものとする。
- 3 賃貸借契約書第 10 条第 3 項の規定による遅滞料の支払は、第 1 項の規定による損害賠償の請求を妨げない。